

公益社団法人長野県社会福祉士会 役員選出規則細則

(全県選出理事選挙公示の内容)

第1条 公益社団法人長野県社会福祉士会役員選出規則(以下「規則」という。)第6条の公示の内容について、以下を明示するものとする。

- (1) 理事定数
- (2) 全県選出理事の人数及任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き(様式1-1及び1-2)
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法

(公示の日)

第2条 選挙管理委員会は、会員理事選出のための公示を、立候補受付開始2週間前までに行う。

(立候補の受付期間)

第3条 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、会員理事の立候補受付期間を定めなければならない。

(立候補の再受付)

第4条 規則第6条6項の立候補の受け付けに関し、立候補者が定員に満たない場合は、不足する理事数を対象に、立候補の再受付を行う。手続きは当初立候補の受け付けに準じるものとする。

(欠員が生じた場合)

第5条 役員に欠員が生じた場合は、規則第7条に基づき欠員が生じた後の理事会において役員を選出し、総会の議決を得るものとする。

(有効な投票の条件)

第6条 規則第4条の全県選出理事選挙の際における有効な投票は、以下を全て満たした投票であることを要する。

- (1) 投票は投票用紙に○をつける形で行う。
- (2) 投票において3人以内の投票を有効とし、3人を超える投票は無効とする。

(選挙活動)

第7条 全県選出理事立候補者の選挙活動は次の範囲で行わなければならない。

- (1) 選挙公報(立候補届けをコピーしたもの)を配布すること。
- (2) 立候補者個人の責任による、電話・Eメールの送信・文書配布等での選挙活動をすること。

(規則違反)

第8条 細則第7条に違反した場合は、選挙管理委員会が立候補を無効とし、理事会に報告しその処分については理事会で議決する。

(地区担当理事の選出方法等)

第9条 地区担当理事については、各地区総会において選出する。

- 2 各地区総会において複数の立候補及び推薦があった場合は、総会出席者の過半数の賛成を得た者を地区担当理事とする。
- 3 各地区担当理事の選出事務については、予め責任者を決めて行い、各地区担当理事が理事選出事務を総括する。
- 4 選出された各地区担当理事は、速やかに地区担当理事選出報告書（様式2）を選挙管理委員長に提出しなければならない。

（委員会担当理事の選出方法等）

第10条 委員会担当理事については、各委員会において選出する。

- 2 各委員会において複数の立候補者及び推薦があった場合は、委員会出席者の過半数の賛成を得た者を委員会担当理事とする。
- 3 各委員会担当理事の選出事務については、予め責任者を決めて行い、各委員会責任者が理事選出事務を総括する。
- 4 選出された各委員会担当理事は、速やかに委員会担当理事選出報告書（様式3）を選挙管理委員長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成25年 9月 2日から施行する。
- 2 この細則は、平成26年12月13日から施行する。
- 3 この細則は、平成28年 4月 1日から施行する。